

## 河川整備基本方針における正常流量の記載方針について

### ○基本的な考え方

- ・ 流水の正常な機能を維持するために必要な流量（正常流量）は、動植物の保護・漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮するとともに、利水流量も併せて確保するために必要な流量であり、低水管理上の目標として定める流量である。
- ・ したがって、河川整備基本方針においては、確保の難易にかかわらず基本的にその流量を定めるべきものとする。
- ・ なお、正常流量の確保を図るためには、既存貯留施設の有効活用や、水利の合理化などの取り組みのほか、河川管理者が新たな貯留施設によって補給する方策もある。

### ○基本方針における正常流量に関する記載内容

- ・ 正常流量に関する今後の基本方針は、「1.（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」において記述しているところであり、「水資源開発施設の整備による供給」、「水資源の合理的な利用促進」、「既存ダムの有効活用」などその確保方策を記載するとともに、当該流量が施設等により確保できる見込みがある場合は、「必要な流量を確保する」、当面確保できる見込みがない場合は、「必要な流量の確保に努める」と記載している。
- ・ また、正常流量は「2.（4）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項」に記載しているところであるが、今後は、新規水利許可にあたっての判断根拠やダム等貯留施設の建設計画・管理など、当該水系における正常流量の具体的な用途についてもそのなかで記載していくこととしたい。

荒川水系、揖保川水系、太田川水系における  
流水の正常な機能を維持するため必要な流量の記載（案）

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

水系名	記載案
荒川	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、渇水時における取水量の増加に伴う地盤沈下の防止、瀬切れの防止等の河川環境の保全、近年の少雨化傾向にも対応した利水安全度の確保、都市用水及び農業用水等の安定供給、流水の正常な機能の維持のため、関係機関と調整しながら広域のかつ合理的な水利用の促進、水資源開発施設とそのきめ細かな運用などにより、必要な流量を確保する
揖保川	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも関係機関と連携して水利用の合理化を促進するなど、都市用水及び農業用水の安定供給や流水な正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。
太田川	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも関係機関と連携して水利用の合理化を促進するなど、都市用水及び農業用水の安定供給や流水な正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

水系名	記載案
荒川	流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、寄居地点ではかんがい期概ね 23m <sup>3</sup> /s、非かんがい期概ね 9m <sup>3</sup> /s とし、秋ヶ瀬取水堰下流地点では、年間を通して概ね 5m <sup>3</sup> /s とする。 なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、上記流量を目安とするが、その流量は、支川合流量の増減、下流施設の運用、取水・還元状況等により変動するものである。
揖保川	上川原地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、概ね 3m <sup>3</sup> /s とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。
太田川	矢口第一地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、概ね 15m <sup>3</sup> /s とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。

# 流水の正常な機能を維持するために必要な流量（正常流量）について

## 正常流量の確保に関する考え方

第12回小委員会説明  
平成16年5月

- 正常流量は、動植物の保護・漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮するとともに、利水流量も併せて確保するために必要な流量であり、低水管理上の目標として定める流量である。
- したがって、河川整備基本方針においては、**確保の難易にかかわらず基本的にその流量を定めるべきものとする。**
- なお、正常流量の確保を図るためには、ダム等既存貯留施設の有効活用や、水利用の合理化などの取り組みのほか、河川管理者が新たな貯留施設によって補給する方策もある。

## 「正常流量の確保」に関する基本方針本文での記述

### I. 現状において正常流量の確保の見通しがある場合

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、（略）流水の正常な機能を維持するため**必要な流量を確保する。**

### II. 現状において正常流量の確保が困難な場合

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、（略）流水の正常な機能を維持するため**必要な流量の確保に努める。**

+

## 正常流量の用途

現状

- 1) 新規水利許可の判断根拠  
新規水利権許可の判断や貯留制限の根拠として利用されている。
- 2) ダム等貯留施設の建設計画・管理  
貯留施設により確保すべき不特定容量を算出する根拠として、またダム等貯留施設から補給する流量の根拠として利用されている
- 3) 河川環境の保全  
流水の清潔の保持、動植物の保護等河川環境の保全のために利用されている。
- 4) その他  
渇水連絡協議会等の開催や、渇水時の河川環境影響調査の開始終了時期の判断基準としている。

## 「正常流量の用途」に関する基本方針本文での記述

### これまでの記述

○○川における○○地点から下流の既得水利は、農業用水として $Om^3/s$ 、水道用水として $Om^3/s$ 、工業用水として $Om^3/s$ の取水がある。  
これに対して、○○地点における過去○年間の平均低水流量は約 $Om^3/s$ 、平均渇水流量は約 $Om^3/s$ である。

○○地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の生息・生育等を考慮して、概ね $Om^3/s$ とする。



### 今後の記述案

#### I. 現状において正常流量の確保の見通しがある場合

（略）  
○○地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、概ね $Om^3/s$ とする。

#### II. 現状において正常流量の確保が困難な場合

（略）  
○○地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、概ね $Om^3/s$ とし、**以て○○、○○\*等に資するものとする。**

※○○は、例えば「流水の適正な管理」「円滑な水利使用」「河川環境の保全」等

